⑸　工期　平成28年８月12日から平成29年５月10日まで。

⑹　本工事は、技術提案と技術資料（以下「技術資料等」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む。）を義務付ける試行工事である。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。

なお、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価等を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）にて行うものとする。

⒀　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⒂　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。

⒃　本工事は、参考見積書を競争参加資格資料と併せて提出する適用工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大２社とする。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち「プレストレスト・コンクリート工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、開札の時までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　特定ＪＶの代表者は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

特定ＪＶの代表者以外の構成員は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。また、単体有資格業者は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の１社以上が、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式がポストテンション方式のＰＣ橋であること。

③　架設工法がクレーン架設および固定支保工以外の工法であること。

④　橋梁形式がＰＣ橋であること。

ただし、①、②、③および①、④は同一工事であること。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち次に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員、単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　特定ＪＶの代表者は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、②、③に掲げる工事（同一工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、④に掲げる工事（同一工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　単体有資格業者は、過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋓　経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社以上の配置予定技術者が過去15年度間（平成12年度～平成26年度）に、上記⑷の①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋔　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関連を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。